

議案第 6 号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の議員報酬の額を引き上げたいため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「536,000円」を「589,000円」に改め、同条第2号中「451,000円」を「496,000円」に改め、同条第3号中「422,000円」を「464,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議会議員の任期が始まる日から施行する。